

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

平成23年度税制改正法案 棚上げ！

政府は、昨年末にまとめた平成23年度税制改正大綱で法人税率を12年ぶりに下げるとともに、個人向けには所得税の控除縮小など高所得者や富裕層に多くの負担を求めることとし、今通常国会に法案を提出していました。



しかしながらご存知の通り、衆議院と参議院で多数派が異なる「逆転国会」であることに加え、この震災の影響もあり、この税制改正法案については、全く成立の目処が立っていない状況です。

一方で、3月末で期限を迎える住宅の売買にかかる登録免許税や中小企業の法人税率の軽減、輸入石炭にかかる石油石炭税の免除などの政策減税(租税特別措置)については、3ヶ月延長する「つなぎ法案」が与野党合意で提出されていますので、年度内には成立する見通しとなっていますが、数十年に1度と言われた税制の大改正の主要部分は、野党の理解が得られていないため、この税制改正に向けて準備を進めてきた企業や個人への影響は大きいものと考えられます。

震災復興財源で所得税増税が検討！

東日本大震災の復興財源として、政府内で所得税額に一律で10%程度を上積みする「定率増税」の案が浮上してきています。

当面は、子ども手当や高速道路の無料化といった主要政策の見直しを進めるが、十分な復興財源を確保できない場合には、3～5年間の時限措置として実施することが検討されています。

所得税の定率増税は、個人が納める所得税額に一律の税率を掛け合わせて課税する仕組みで、例えば、所得税の納税額が10万円で税率が10%となった場合には、1万円が特別増税となります。この制度は、所得が多い人ほど多くを負担することになるのが特徴で、被災者への課税免除の手続きがしやすいという利点もあるようです。



政府は、大震災の被害の把握などを踏まえたうえで特別増税の規模を詰める予定ですが、平成10年度の所得税収の見通しが約12兆8000億円であり、10%程度の定率増税なら1兆円を超える増収となる見込みです。

ただし、復興増税の導入には反発も予想され、阪神大震災の際にも導入構想が浮上しましたが、政府・与党内に慎重論が強く、最終的には実施が見送られています。これについては、今後の動向に注意が必要です。
(日本経済新聞 H23.3.30より抜粋)



CONTENTS

H23年度税制改正法案棚上げ	P.1
震災復興財源で	
所得税増税が検討	P.1
消費税増税調査	
追徴課税で311億円!	P.1
消費税還付と増税調査	P.2
信用保証料 中小企業会計	
割引制度の運用で厳格化	P.2
OnePoint	P.3
「公示地価」下落幅縮小するも	
地震の影響には懸念	P.4
労災と健康保険の	
休業手当について	P.5
4年度の増税スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
編集後記	P.6

消費税増税調査 追徴課税で311億円！

国税庁は、2009事務年度(2009年7月から2010年6月までの1年間)に実施しました消費税の増税調査において、追徴税額が約311億円にもものぼった旨の報道がありました。

原則として、個人事業者に対する消費税の調査は、所得税の調査等と同時に実施されております。国税当局では、消費税のみを無申告とする納税者に対しては、着目調査(申告漏れ所得等の把握を実地において短期間に

行う調査)や簡易な接触(文書や来署の依頼による面接等によって、計算誤りなどを是正するなどの接触による調査)によって、対応しています。



税務調査等の件数は、特別調査・一般調査(高額・悪質な不正計算が見込まれるものを対象とした深度ある調査)は約3万4千件(前事務年度は約3万6千件)、着眼調査は約2万9千件(前事務年度は約2万8千件)、簡易な接触は約3万9千件(前事務年度は約3万2千件)となっております。

また、これらの税務調査等の合計件数は、約10万2千件(前事業年度は約9万5千件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、約7割にあたる約7万1千件(前事業年度は約6万9千件)となっております。

さらに追徴税額(税務調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む)は、全体で約291億円(前事務年度は約257億円)で、このうち特別調査・一般調査によるものが約238億円(前事務年度は約203億円)、着眼調査によるものが約53億円(前事務年度は約54億円)、簡易な接触によるものが約20億円(前事務年度は約18億円)ありました。

なお、1件あたりの平均追徴税額は、特別調査・一般調査が約70万円、着眼調査が約18万円、簡易な接触が約5万円で、調査等全体では、約30万円となっております。

消費税還付と税務調査

上記にも紹介しましたが、国税当局は現在、消費税調査にこれまで以上に力を入れています。それは、悪質な不正還付やミスが絶えないためです。



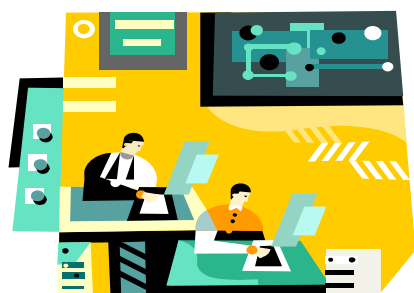
平成20事務年度では、13万1千件の法人消費税調査が実施され、調査官になんらかの非違を指摘されたのはこのうち7万2千件。実に調査に入ったほぼ半数がミスをしていることとなります。

特に、消費税の還付は、国側からすれば税金を持っていかれる制度です。税務署のチェックも厳しくなるので、還付申告の際は十分気をつけたいといけません。

消費税の還付申告では、「仕入控除税額に関する明細書」を作成することとなります。この明細書には、還付になった「主な理由」を書き込む欄があり、「固定資産の購入」か「仕入金額・経費の増加」または「その他」を選ぶこととなりますが、「その他」の場合、空欄のまま出すのは絶対に避けたいところです。

なぜなら、必ずといっていいほど税務署側の入念なチェックを受けるためです。税務署に照会を求められたとき、理由があいまい・空欄ではスムーズに還付が受けられない可能性があります。

気になるのは、この還付申告による税務署側からの接触です。本格的な税務調査になってしまう場合と、簡単な書類チェックだけで済んでしまう場合があります。還付がすんなり受けられたからといって油断は禁物。還付後に税務調査になるケースも多々あります。



税務調査になるかどうかは、前回調査を受けてからの間隔と、還付の額によるものと考えられますが、還付の理由に関する請求書などはすぐに示せるようにしておきましょう。

還付額が大きいと、会社の資金繰りに充てたいと考える傾向がありますが、その場合は、早めの申告を心がけたいものです。

信用保証料 中小企業会計割引制度の運用で厳格化！

このたび、中小企業会計割引制度のチェックリストにおいて、虚偽記載が散見されることから、2011年4月1日以降終了する事業年度の計算書類から厳格化が図られるとの報道がありました。

2006年4月に創設された会計割引制度は、チェックリストの添付によって認められ、2007年4月の見直しで、チェックリスト中の15項目のうち1項目以上の準拠によって認められることとされておりました。

2009年度の利用実績は約27万件(全保証承諾件数の約30%)ですが、信用保証協会の審査の現場から、事実と異なる記載のあるチェックリストや規則的な減価償却、貸倒引当金の計上等の重要項目がチェックされていないリスト等が散見されて

おりました。

今後、チェックリストの全15項目に、すべて中小指針に準拠していること(「YES」に「○」)、また、「YES」に「○」が付されていたとしても、事実と異なる記載が認められると保証協会が判断する場合は、割引制度の適用を認めないこととなりました。

さらに、事実と異なる記載と保証協会が認めるチェックリストが複数回にわたり同一の税理士等から提出された場合は、保証協会の判断で、割引制度の利用を1年間認めないこととされています。

そのうえ、各保証協会では、会計割引制度の利用を認めないこととされた税理士等の名称等について、各保証協会から所属税理士会または所属する日本公認会計士協会地域会に通知するとともに、この通知を保証協会連合会にも行き、情報を共有するとしております。

運用の変更は、2011年4月1日以降に終了する事業年度の計算書類から適用されますが、今後、運用状況を定期的に確認し政策的必要性を含めた見直しを行うこととしています。

なお、弊所においては、適正に表記した上で提出させていただいておりますので、ご安心ください。

※中小企業会計割引制度

「中小企業の会計に関する指針」(中小指針)に準拠して作成される中小企業の計算書類について、税理士等(税理士、税理士法人、公認会計士または監査法人)が準拠している旨を確認するチェックリストが提出された場合には、信用保証協会の保証料率が0.1%割引される。

One Point

個人輸入した場合の関税の取扱いは？

個人がインターネットを利用して海外の業者から直接、商品を買付ける「個人輸入」が増えています。

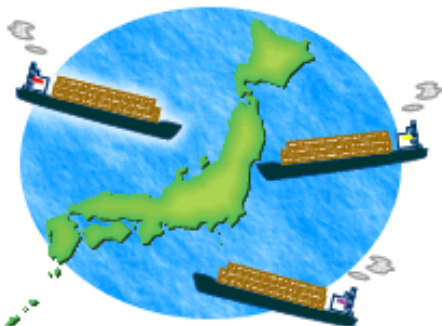
輸入品には原則として関税が発生しますが、関税は発送方法や品物の課税価格によって異なるため、その通関手続きには注意が必要です。



個人輸入のルートは、①国際宅配便、②一般貨物、③国際郵便——の3通りあります。それぞれのルートにより納税方法などの通関手続きは異なりますが、いずれの場合も海外から商品を輸入した場合は、その商品の品目に応じた関税が課せられます。

国際宅配便は関税の申告・納税、輸入許可といった一連の通関手続きを宅配業者が代行し、「ドア・ツー・ドア」で自宅まで配達してくれるケースが多くなっていますが、一般貨物や郵便小包の一部は、通関手続きする必要があるため、税関に向いて輸入申告書を記入し、関税などについて申告・納税を行う必要があります。

関税にかかる税務取り扱いですが、課税価格の合計額が10万円以下ならば「少額輸入貨物の特例」として簡易税率が適用されます。また、課税価格が1万円以下の場合、関税、消費税および地方消費税は免除されます。ただし、革製のバックやニット製衣類などは個人使用目的を除いて免除されません。酒税やたばこ税・たばこ特別税についても免税はありません。



課税価格については、輸入者自身の個人的な使用目的で輸入した場合は、海外小売価格の60%とされています。そのため、円換算で約1万6千円程度までの品物であれば、関税が発生しません。

もっとも、この課税価格1万円以下という規定は「一品目当たりの価格」。例えば、1本4千円のボールペンを輸入した場合、2本までならば関税はかかりませんが、3本ならば1万2千円で免除されないというわけです。

「公示地価」3年連続下落、下落幅縮小するも地震の影響には懸念

国土交通省が17日発表した2011年1月1日時点の公示地価は全国平均(全用途)で前年比3%下落し、3年連続で前年を下回りました。住宅ローン減税など住宅需要の押し上げ策もあって、下落率は前年の4.6%からは縮小しましたが、11日に発生した東日本大地震が日本経済や不動産取引に悪影響を与えるのは必至で、持ち直しの兆しをみせた地価の動きにも影を落とそうです。

11年の公示地価は全国の住宅地が前年比2.7%、商業地が3.8%下落しました。住宅地、商業地はともにバブル前の1980年代前半の水準にとどまり、地価がなお低迷していることが浮き彫りになりました。ただ08年のリーマン・ショック以降では初めて、東京、大阪、名古屋の三大都市圏、地方圏の下落率がそろって縮小し、国交省は「下落基調からの転換もみられるようになった」と分析しています。

前年と比較できる全国2万5507地点の中で、上昇したのは193地点で、調査開始以来最も少なかった前年の7地点を上回りました。上昇地点の9割近く(171地点)を三大都市圏が占め、都心部を中心に持ち直しの動きが見られています。

特に底打ちの兆しがあったのは都心の住宅地で、東京23区では前年の6.8%下落から1.3%下落に、愛知県では2.5%下落から0.5%下落にそれぞれ改善しました。

ビジネス街に近い東京都中央区や名古屋市東区では、不動産会社などがマンション用地を取得する動きが活発になったほか、都内と成田空港を結ぶ成田スカイアクセスが10年7月に開業し、千葉県成田市の一部地域でも地価が上昇しました。

一方、地方の地価の動きは鈍く、三大都市圏の地価(全用途)が前年比2%下落だったのに対し、地方圏は3.9%の下落。商業地で比べても、三大都市圏の2.5%下落に対し、地方圏は4.8%の下落を示しています。

(表1)2011年公示地価の変動率(1月1日時点、前年比%)

	住宅地	商業地	全用途
全国平均	▲2.7	▲3.8	▲3.0
3大都市圏	▲1.8	▲2.5	▲2.0
東京圏	▲1.7	▲2.5	▲1.9
東京都	▲1.6	▲2.8	▲2.0
大阪圏	▲2.4	▲3.6	▲2.7
名古屋圏	▲0.6	▲1.2	▲0.8
地方圏	▲3.6	▲4.8	▲3.9

◆ 停電・津波もリスク要因、下落長期化も

2011年の公示地価は10年より下落幅が縮小しましたが、東日本大地震の影響で評価が下がる不動産が増え、地価の下落傾向が長期化する恐れがあります。

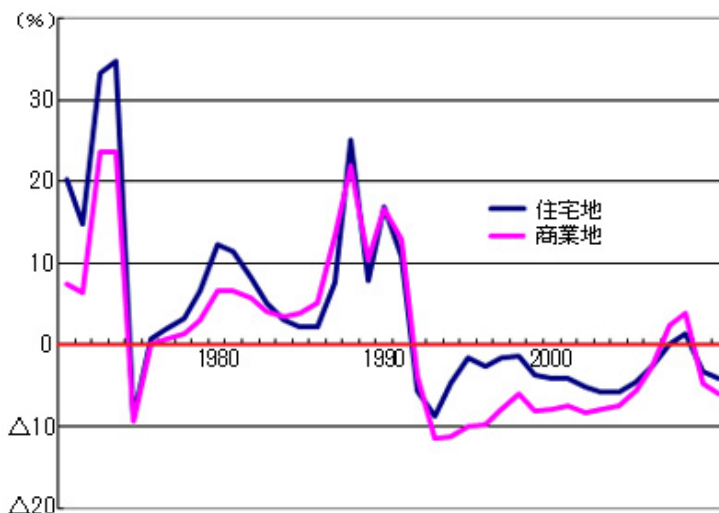
被災地の地価下落は避けられないものと思われます。阪神大震災のあと神戸市の地価は半年間で、全用途平均で15%強下落しましたが(日本不動産研究所調べ)、当時、六大都市平均より8ポイント以上も大きい下落となりました。今回も復興が進めば地価は徐々に回復するものとみられますが、それにはかなりの時間がかかりそうです。

さらに、電力供給の不安定さが大きなマイナス要因といえます。安定した電力供給は不動産の価値を支える基本のひとつですが、停電で景気に下押し圧力がかかるのは避けられないでしょう。

米ゴールドマン・サックスは「停電は実質国内総生産(GDP)を0.5%程度押し下げる」と推定します。震災後の自粛ムードが長引けば、持ち直しの兆しが出てきた東京・銀座の商業地価などにも響きかねません。

津波は発生頻度は決して多くありませんが、今回の震災では、ひとたび発生すると甚大な影響が出るのが改めて意識されました。津波が及ぶ可能性のある土地や、そこに建つ不動産の価値は津波リスクを織り込んで評価することの重要性が見直されることでしょう。

(表2)公示地価の変動率推移(全国平均:1971年~2011年)



【公示地価とは】

公示地価とは、地価公示法(昭和44年法律第49号)に基づき、国土交通省による土地鑑定委員会が毎年1回公示する標準地の価格(1月1日時点)で、公共事業用地の取得価格算定の基準とされるほか、一般の土地取引価格に対する指標となることを目的としています。

公示地価ではその土地本来の価値を評価するため、現存する建物などの形態に関わらず、対象土地の効用が最高度に発揮できる建物などを想定したうえでの評価が行なわれることになっています。ちなみに、今年の公示地価評価を行なった不動産鑑定士は約3,000人です。

労災と健康保険の休業手当について



◆病気やけがで休業した時に支給される制度

病気やけがをして休業した時に受けられる手当は、原因が業務上であり、労災保険適用の場合は休業補償給付を申請し、私傷病である場合は健康保険の傷病手当金を申請します。

この両者には会社が休業中に賃金を支払った時の給付額や支給期間の違いがあります。

◆休業補償給付はどのような制度か

労災の休業補償給付は

- ① 業務上の負傷または疾病により療養している事
- ② その療養のため労働する事が出来ない
- ③ 賃金を受けない、

という3つの要件を満たしている事が必要です。支給額は1日につき給付基礎日額の100分の60です。さらに特別支給金が100分の20支給されます。ですから、1日につき、日額の100分の80が支給されます。

休業補償給付の金額は過去3カ月分の賃金を平均した平均賃金相当額です。また、支給期間は、休業した日の第4日目から支給され、療養休業中は支給されます。

◆賃金が支払われると休業補償は支給される？

休業補償給付は労働することが出来ないため賃金を受けない時に支給されますが、全部受けない日と一部受けない日があり、一部受けていても支払われた金額が、平均賃金の60%未満の休業手当であればその日について、通常通りの休業補償給付(給付基礎日額の100分の60)が支給され、調整がかかりません。なお、所定労働時間の一部について労働した日の休業補償給付は給付基礎日額から労働に対して支払われる賃金の額を控除して得た額の100分の60となります。

◆健康保険の傷病手当金との違いは？

健康保険法の傷病手当金は業務外の病気、けがで働けなくなり賃金を受け取れない時に給付されますが、継続3日間の待機期間の後、支給開始日から同じ傷病については1年6ヶ月間支給されます。

標準報酬の3分の2の額が支給され、賃金を受けた場合はその分は支給されませんが3分の2に満たない時は差額が支給されます。



4月度の税務スケジュール

内 容	期 限
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 4月11日(月)
2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)	申告期限 5月 2日(月)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	申告期限 5月 2日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	申告期限 5月 2日(月)
8月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	申告期限 5月 2日(月)
消費税の年税額が400万円超の5月・8月・11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)	申告期限 5月 2日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)(12月決算法人は2ヶ月分)	申告期限 5月 2日(月)
公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告	申告期限 5月 2日(月)
固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付	納 期 限 4月中で市町村の条例で定める日

今月の名言録

～ 自ら燃える ～

ものには、他からエネルギーを受けて燃えるものと、それでも燃えないものと、そして自分自身で燃えるものがあります。

つまり、火を近づけると燃え上がる可燃性のもの、火を近づけても燃えない不燃性のもの、自分で勝手に燃え上がる自然性のものと、物質は三つに分かれるのではないかと思います。

人間も同様です。ものごとを成そうとする人は、自ら燃える人でなければなりません。それは、熱意、情熱が、ものごとを成就していく基本となるからです。

火を近づけても、エネルギーを与えても燃えない者、つまり多少能力はあったとしても、ニヒルで、少しの感受性も持たず、感動することができない人は、ものごとを成し遂げられない人です。

せめて、燃えている者の周囲にいるときには、一緒に燃え上がってくれる人であってほしいと思います。

しかし、我々にとって本当に必要な人は、自ら燃え上がる人です。さらに言うならば、自ら燃え上がり、そしてあり余ったエネルギーを他にも与えることのできる人こそが集団にとって必要なのです。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)



編集後記

今年は3月になってからも、結構寒い日が多かったので、例年に比べると桜の開花が遅いようですね。でも、ちょうど入学式あたりに満開となりそうな感じでかえって良かったのかもしれない。

春になって花が咲くと、花粉症持ちの自分にとっては1年の中でも辛い季節です。今年はニュースでも報道されていますが、本当に大変です。ここ数年は、花粉も少なかったらしく、花粉症の症状も極めて軽かったので治癒したんじゃないかと勘違いしていましたが、大間違いでしたね。

春から初夏にかけては、本当は陽気もよく、気持ちの良い季節なんですけど自分も含めて花粉症持ちの人達にとっては、辛い日々が続きますが、鼻炎薬を服用しつつ、頑張ります！

(浅岡 和彦)



事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
 下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
税理士	竹内 雅弘
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

